

目 次

- 告示**
- 教育職員免許状の失効について…………… 1
 - 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の追加について…………… 1
- 正誤**
- 平成25年 5 月31日付け第6095号の正誤について…………… 2

告 示

北海道教育委員会告示第39号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成25年 6 月10日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

氏 名	鈴木 玲	本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平9小1第620号	平成10年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （数 学）	平9中1第1051号			
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平9高1第1394号			
失 効 年 月 日	平成25年 4 月24日			
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号			
氏 名	鈴木 啓太	本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平13高一第3457号	平成14年3月31日	神奈川県教育委員会	
高等学校教諭専修免許状 （数 学）	平16高専第0343号	平成17年2月15日	北海道教育委員会	
失 効 年 月 日	平成25年 5 月15日			
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号			

北海道教育委員会告示第40号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり追加した。

平成25年 6 月10日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 技能教育のための施設の名称
クラーク高等学院札幌校
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の追加指定

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビ ジ ネ ス 基 礎	ビ ジ ネ ス 基 礎
ビ ジ ネ ス 情 報	ビ ジ ネ ス 情 報

- 3 指定年月日
平成25年 5 月28日

正 誤

平成25年 5月31日付け第6095号に掲載の「北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則」（北海道教育委員会規則第5号）に次の誤りがあったので、訂正します。

附則中（19ページ）

（誤）

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

理 由

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、北海道教育委員会における公文書の作成に関する取扱いを一層明確にするため、この教育委員会規則を制定しようとするものである。

（正）

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。